

裁判官の無責任を許さない

## 遠藤国賠ニュース

<http://www.enkoku.com/>

## 第51号(控訴審第31)

2001年9月9日(日)

## Contents

- ・文書提出命令申立許可抗告審決定 (p.1)  
   亜細亜大学教授 町村泰貴さんの解説
- ・控訴審弁論要旨 (p.3)  
   前回の弁論内容を解説
- ・新潟での証人尋問 (p.10)  
   証人尋問の結果を、遠藤雄一さんが報告
- ・私たちが、忘れてはいけないこと (p.11)  
   当会スタッフ tomii の投稿
- ・次回弁論のお知らせ (p.13)  
   次回弁論は 9/12(水)10:30~
- ・事務局から (p.14)



今回、中川丈史氏の証人尋問が行われた津川町公民館の正面玄関。

遠藤国賠とは、無実の遠藤祐一さんを有罪にした現職の裁判官らを訴えている裁判です。もちろん、裁判も絶対ではありません。それゆえ、控訴、上告、再審があります。しかし、だからといって、数々の証拠から無実が明白であるにもかかわらず、裁判官が無実と知っていてあえて有罪とすることが許されるでしょうか。遠藤国賠は、まさにそこを問う裁判なのです。

## 遠藤国賠訴訟文書

## 提出命令申立許可抗告審決定

今回最高裁が2年かかってやっと出した「文書提出命令申立許可抗告審決定」について、亜細亜大学法学部教授の町村泰貴さんに解説をお願いしました。町村さんは以前から遠藤国賠を支援してくださり、この文書提出命令申立許可抗告についてもお力添えをいただきました。また、当会HPの製作にあたっては御協力をいただいております。

[ガヴァガイ]

都立広尾病院の医療事故隠し事件では、報告義務があるにもかかわらず、保身や病院の防衛などのために医療事故の報告を怠った病院トップが有罪判決を受けた。この種の事件で刑事責任が実際に問われたのは初めてだそうだから、画期的なことだろう。

入試ミスを隠蔽せよと指示した大学教授は懲戒免

職となった。クビになるだけというのは甘いのであって、ミスに気づいてから明るみに出るまでに誤って不合格となった学生たちの生活被害は、全額その教授に賠償請求すべきだと思うのだが、それはともかく、問題が起こったら隠せばよいという「常識」は、徐々に崩れつつあるようだ。

他方、神奈川県警がまたまた不祥事ということで話題になった。逮捕情報を漏らして女を紹介してもらい、ホテル代まで出させるという「たかり警部補」が捕まったのだ。テレビのインタビューでは、市民が「またか、いい加減にしろ」という素直な感想を漏らしていたが、私にいわせれば、神奈川県警は偉いというべきだ。なにしろこれまでは組織ぐるみで隠してきたような不祥事を、すぐに明るみに出したのだから。大した進歩であり、皮肉抜きに評価に値するといえる。

ところが、公権力の行使に過誤があり、誰かの生

活環境を侵害したにもかかわらず、その事故を引き起こした側の組織が原因を進んで明らかにしようしないという態度が、いまだに大手を振ってまかり通っているところがある。そう、遠藤国賠を代表格とする冤罪被害の国家賠償請求訴訟での国の対応である。

\*\*\*

2001年7月13日に、最高裁はある決定を下した。それは遠藤国賠で原告側が申し立てた文書提出命令についての、最高裁としての答えだ。原告側が提出しろと国に求めたのは、遠藤さんの取調べをした副検事の下に証拠を送ったことを示す文書で、それを見れば副検事がどのような証拠を前提として取調べと公判請求を決定したかが分かる(はずである)。その文書が法廷に持ち出されれば、当時、検察がいかに薄弱な根拠で、決定的な証拠もなしに起訴を決定したのか(あるいは十分な根拠があったか)ということ判断する資料となるのだ。訴訟の帰趨を決定する重要な証拠だ。

ところが国側はこれを出そうとしない。そして裁判所も、今控訴審が係属している高裁も、そして今回決定を下した最高裁も、出す必要はないというのだ。

\*\*\*

法律的には、微妙だ。平成8年に改正された民事訴訟法は、原則として一般的な文書提出義務があると規定し、いくつか除外規定をおいているが、公務員の保持する文書については、国会で大もめにもめたため、たな上げという格好になった。つまり一般的提出義務は認めず、文書がそれを証拠に使おうとする当事者の利益のために作成されたか、あるいは所持者と証拠として使おうとする当事者との間の法律関係について記載した文書である場合(その他の場合は省略)に、提出義務があるという規定がそのまま適用になるのだ。

そしてその規定の下では、捜査関係資料が捜査等の過誤で損害を被ったと主張する当事者(拳証者)と

国との間で、拳証者の利益のために作られたとも、国と拳証者との法律関係について記載されたものとも、なかなかいいにくい。そこで裁判所の判断もこれまででは分かれていたのだ。

今回の最高裁決定は、しかしながら3対2というきわどい票差での結論だった。多数意見は、法律関係文書に当たらない内部文書だという素っ気ないものだが、文書提出義務を認める少数反対意見を書いた二人の裁判官は、熱のこもった議論を展開している。

まず河合伸一裁判官は、公務文書が一般義務化から除外されていることを理由に、その文書提出義務の範囲は旧法時代と同様に広く解すべきであること、本件文書は被疑者と検察官との刑事訴訟法等によって規律された法律関係に関して作成されたものであること、民事上の実質的対等確保に必要であること、警察・検察、そして裁判所にも提出することが予定された文書は内部文書とはいえないことを理由として、提出義務ありとする。

次いで、梶谷玄裁判官は、文書提出義務の範囲を拡大することが新法の目的であったことを指摘し、本件のような捜査関係書類は従来も、また今後も法律関係について記載されたものと位置づけられるべきこと、本件各文書は犯罪捜査規範により作成が義務づけられている文書で裁判官も刑事手続き上で参照するなど、内部文書とはとうていいいえないことを理由として、提出義務ありとする。

\*\*\*

遠藤国賠事件は、このニュースレターを読む方々にとって周知のことだが、警察および検察の誤ったひき逃げ犯特定と起訴、刑事第1審および第2審の誤った判断に対する責任追及がテーマであり、そのためには警察、検察、裁判所がなぜ誤ったのか、間違いの原因を明らかにしなければならない。それによって警察、検察、裁判所の過失の有無が明らかとなる。遠藤さん側としては、もちろん過失があったと主張しているわけだが、過失が認められない場合でも、間違った起訴と裁判の間違いの原因が明らか

になれば、今後はその間違いを避けるための対策をとることができる。このことは冤罪の被害を防止するだけでなく、冤罪の陰でのうのうと暮らす真犯人の検挙可能性を上げ、犯罪防止にもつながることなのだ。

こうしてみると、冤罪という結果がはっきりした事件で、その原因究明を進め、冤罪原因に少しでも関係する捜査資料等はすべてを明らかにする責任が、公益の代表者たる検察官および国には課せられているということができよう。国家賠償訴訟において国は確かに一当事者として扱われるが、公益を実現するという性格が失われるわけではないのだ。

それにもかかわらず、捜査関係資料の一部を提出しようとしめない対応をとることはまったく正当性がないし、またそのような国に資料提出を義務づけられないという解釈論は結論において妥当性を欠く。刑事訴訟記録は文書提出の一般義務から明示的に除外されているが、冤罪事件の国家賠償訴訟において

は、捜査関係資料が冤罪被害者の利益のために作成され、あるいは国(捜査機関)と被疑者・被告人との間の法律関係について作成された文書に当たると典型的に解釈することが必要であり、また妥当である。

かくして、最高裁の今回の決定は、結論として不当といわざるをえない。



[亜細亜大学法学部/町村泰貴]

## 控訴審弁論要旨

8月1日(水)午後3時すぎ、「起立願います」という女性事務官の声で始まる。「本日の遠藤さん側提出の準備書面ですが…」と雛形裁判長が切り出し、書面についてのやりとりが続く。一段落すると今日の進行の話に移った。

### 裁判長：

今日の口頭弁論のおこない方ですが、…前々回以降、弁論されていない先送りされている分につきまして、いかがでしょうか？

### 阿部代理人：

宿題になっている準備書面、二審裁判官の違法につきましては、次回に準備します。今日は昨日づけで提出した二つの準備書面を陳述いたします。

### 裁判長：

この二つの準備書面を陳述される?!口頭ですか?どのくらい?

### 阿部代理人：

1時間ほどいただきたい…。

### 裁判長：

え~?!いや~、あのその、さきほど言いましたように証拠調べの必要性を肯定させようの書面をご用意いただきたいのでありまして…、これを1時間というのはいかがなものか。う~ん…。問題は、証拠の採取、または公判手続における裁量において…、通常の規定から見ても尋常ならざる逸脱…。こういう点についてご主張があるのならばお聞きするのですが…。

### 阿部代理人：

では今日は短めに…、30分程度で可能と思いますので…。

パタパタパタッと締めにかかる裁判長の態度が明らかになってくる。対する阿部代理人らの弁論を報告する。

## 明日のあなたの事件-遠藤事件

現在、日本の運転免許保有者は7000万人であり、

車の数も7000万台ほどあるといわれている。遠藤祐一さんも、そしてあなたもその一人である。この事件はかようなバックグラウンドをもっているということをも銘記しておいてほしい。遠藤さんが刑事裁判で受けた13年間の苦しみは、明日は我が身なのだ。以下では、あなたのこととして述べる。

あなたが4トン車を運転してある場所を通りすぎた後その地点で、飲酒酩酊した者が寝込んでしまい、ひき逃げ死亡事故が発生した。あなたのトラックの後からきた車がひいた事故だ。緊急配備検問がしかかれ、30分後、あなたのトラックは二人の警察官から検問を受ける。「でひき逃げ事故があったが知らないか」と聞かれ、トラックは厳重に調べられる。事故と何らかかわりないあなたは、もちろん通過を許される。

二日後、警察官の訪問を受ける。車を調べたいと言われ車を見せた。その際、トラックの右後輪タイヤ外側面に黒っぽい付着物がついていると言われる。19×20センチメートルの大きさ、とのこと。さらに警察で検査したところ被害者の血液型と合致した、とされる。

その後あなたは、業務上過失致死罪で起訴される。しかし、道路交通法違反罪(の中のいわゆる「ひき逃げ」)としては起訴されなかった。19×20センチメートル大に付着した血液を洗い落とさずにいたことから、「逃げた」とは認められなかったからである。

このような起訴にあなたは納得できるだろうか?

#### 道路交通法72条1項

「車両等の交通による人の死傷...があつたときは、当該車両等の運転者...は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し...なければならない。

この場合において、当該車両等の運転者...は、...警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数...を報告しなければならない。」

この規定に違反したとき、「ひき逃げ」犯になる。つまり事故を起こした者が事情を知りながら「救護」「報告」をせずに逃げってしまうの

がひき逃げである。遠藤さんは、事故を起こしハンドルを取られるほどの激しい衝撃を受けたが逃げも隠れもしなかった、だからひき逃げではない、検察側の起訴によるとそういうことになる。

弁護人は、裁判の開始に先立って開示された証拠から様々な疑問に気がつく。弁護士ならずとも気づくようなものばかりだ。

道路に寝ていた人をひいたというにもかかわらず、

(1)19×20センチの血痕がタイヤ外側部分につくのか、タイヤは湾曲しているというのに。

(2)検問のとき、2人の警察官によって十分に点検されたにもかかわらず、タイヤの血痕が見逃されるのか。

(3)事故の際、異常な衝撃を受けていたというのに、検問で聞かれたとき、事故との関連にまったく気づかず普段と変わらぬふうでいられるのか。こういう場合、犯人ならドキッとして顔色が変わるので検挙できることがある、と警察自らいうのだが。仮に、その時には気づかなくとも、運転手として折りにふれトラックを調べる。そうすれば血痕に気がつく。慌てて洗い落とす、犯人ならばそういう行動にいずれ出るはずだ。

ところがあなたは、事故認識がなく血痕を付けたまま、トラックを警察に提出したことになる。

さらに捜査段階の記録から、弁護人ならずともアリバイを見いだす。すなわち、あなたのトラックが事故地点を通過してから後続の車に被害者はひかれたのだ。あなたがすれ違ったバスの運転手が、その後、まだ生きている被害者のそばを通過している。ちょうどその時、反対車線にはタクシーが来ていた。タクシーの運転手も寝ている被害者を見ながらバスと挟むようにすれ違った。したがって、あなたは逆戻りをしない限り、被害者をひけないことになる。これは、捜査段階で作られた記録を見ることにより直ちに判明するものだ。

このように、検察官の記録の見落としによってあなたは起訴されてしまったが、日本の刑事裁判を信

用し、また裁判官は、神様のようなえらい人だとあなたは思っているので、必ず無罪になると考える。

そもそもあなたは無実だから、裁判でも次々と無罪証拠が出てくる。弁護人は大学教授に鑑定を依頼する。タイヤのシミは血液ではないという結果が出る。警察鑑定はまちがっていたのだ。自動車工学の見地からも、路上で横たわっている人を轢いたとしてもタイヤの側面に19×20センチメートル大に血液が付着することはありえない、という鑑定が出される。

あなたがすれ違ったバスの後続車両であった車を運転していた事故第一発見者が、証人として法廷で「事故発見前、最後にすれ違った車は冷凍車のような車でした」と証言した。あなたの車は普通の形のトラックなので明らかにちがう。

少なくとも冷凍車の容疑が濃い、というべき事態となった。裁判の終わりごろ、検問の車両記録が出される。これによると、あなたの車のほかに11台の車両が現場を通過して検問を受けている。その中に冷凍車が1台入っていた。事故第一発見者の冷凍車証言は裏付けられたのだ。

第一審裁判所で、無実のあなたのため弁護人は主張する。「刑事裁判で、アリバイがあること、他に犯人らしい者がいること、これらを指摘できる事件はそう多くはない。がしかし、本件では2つとも指摘できた。子供にも容易に冤罪とわかる事件だ」と。

あなたは、無罪判決が当然出るものと期待している。ところが...

裁判所はこういう。「あなたのトラックは右側前後輪で被害者を轢き、後輪タイヤ外側面に19×20センチメートル大に血液を付着させた。30分後の検問では、夜だったので警察官は2人ともこれを見落とした。あなたは事故に気がつかないまま家に帰り、この血痕にも気がつかないでいた。2日後に警察官の訪問を受けてこの血痕が発見された。あなたはアリバイを主張し、しかも、後続車両である冷凍車が轢いたのではないかという。が、対向するバスとあ

なたのトラックがすれ違った場所は事故現場地点より手前だ。あなたのトラックの先行車であるタクシー運転手とバス運転手とが被害者を発見した。が、そのまま放置していた。そこにあなたのトラックがさしかかり被害者を轢いた。事故の第一発見者が、『最後にすれ違った車は冷凍車』と証言したのは、生まれて初めての法廷証言なので冷静でなかったからだ。第一発見者が最後にすれ違ったのはあなたのトラックだったのだ」と。

禁錮6月執行猶予2年の判決、なので刑務所には行かないですむ。が、納得できないあなたは二審の東京高裁に控訴する。高裁は地裁より上級の裁判所だからきっとわかってくれる、無罪になると期待する。これまた当然の感覚だろう。まさかこんな事件で裁判所が2度もまちがいを犯すことはないと思う。ところが、...

東京高裁でも有罪になってしまった。

事件に巻き込まれて起訴され一・二審有罪、すでに8年が経過していた。あなたは悩みに悩むが、身に覚えのない「ひき逃げ」を認めるわけにはいかない。最後の望みを託して最高裁判所に上告する。ただ最高裁は、あまりにも正義に反する事実誤認があるときだけ下級審判決を破棄するだけ、という。現に最高裁には、全国の高裁から毎年数千件の刑事事件が上がってくるが、あなたが上告した時点で、それまでの14年間、事実誤認が認められ破棄されたのは、数万件のうちわずか9件にすぎない。しかも、それは重罪の実刑事件がほとんどだ。

最高裁は多くの事件をかかえて多忙だ。あなたは5年間待たされる。事件から13年、最高裁は有罪判決を破棄し、あなたに無罪をいわたす。最高裁が高裁判決を破棄することもまれだが、さらに、禁錮6月執行猶予2年という交通事故事件に最高裁自ら無罪判決をしたことは前例がない。

以上が、あなたにおきかえた遠藤さんの実話だ。もし陪審裁判なら、子供にもひいていないことがわかる冤罪事件なので、直ちに無罪になっていただろ

う。

## 国賠訴訟に訴える

青春をでたらめ裁判に奪われ、人生を狂わせられた遠藤さんは、でたらめ裁判の関係者の責任を追及したいと思った。当然だろう。

遠藤さんは国家賠償請求訴訟(略して「国賠訴訟」とか単に「国賠」とかいう)を考える。

しかし、遠藤さんは、さらに考える。果たして、国に賠償を求めるだけでよいのか。あのようなでたらめ裁判をした関係者個人の責任はないのか。国に賠償を求めることは結局、税金から償いを求めることになる。それならむしろ、でたらめ裁判に関係した個人に償ってもらうべきだ。

そこで、遠藤さんは、民法709条の不法行為責任を追及しようと思いつく。この規定に基づいて、国のほか、捜査記録の検討を怠って後続車両が起こした事故であること見落として起訴した検察官と、そして子供にもわかるほどの無実の事件にでたらめきわまりない有罪判決を書いた地裁・高裁あわせて6人の裁判官、これら個人の責任をも追及すべきであると考えた。これまた当然のことであろう。

### 日本国憲法17条

「何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国...に、その賠償を求めることができる。」

### 国家賠償法1条1項

「国...の公権力の行使にあたる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国...が、これを賠償する責に任ずる。」

### 民法709条

「故意又は過失に因りて他人の権利を侵害したる者は、これに因りて生じたる損害を賠償する責に任ずる。」

## 検面調書の偽造問題が浮上

一審新潟地裁が「事故の第一発見者が、最後にす

れ違った車は冷凍車と証言したのは、生まれて初めて法廷で証言することで冷静でなかったからだ。第一発見者が最後にすれ違ったのは遠藤さんのトラックだ」と認定したことを前に紹介した。裁判所がこう認定した証拠がある。第一発見者中川丈次氏の検察官に対する調書(検面調書)だ。その作成日付は、冷凍車証言が法廷でなされる約2か月ほど前になっている。

検面調書(昭和50年10月12日付)

「(事故発見前最後に擦れ違ったトラックは)・・・荷台が幌付のものだったかどうかは判りませんが、少なくとも冷凍車のようなものではありませんでした。冷凍車なら角張っていて銀色に見えたりすると思うのですが、そういうトラックではなかったのです。」

公判法廷証言(昭和52年12月20日)

検察官 「トラックですか。」

中川氏 「トラックです。」

検察官 「荷台はどうなっていたか分かりますか。」

中川氏 「真四角でした。」

検察官 「ホ口付とか冷凍車とかありますね。」

中川氏 「箱みたいな感じです。」

検察官 「コンテナが乗っている感じですか。」

中川氏 「あんな感じです。」

検察官 「冷凍車を知っていますか。」

中川氏 「知っています、そんな感じのもので白っぽい感じがしました。」

検察官 「荷台がありますね。」

中川氏 「後にホ口が何か、四角いような物が

検察官 「どんな感じでしたか。」

中川氏 「四角い箱みたい、な感じでした。」

法廷証言の2か月も前の検面調書によると、「(最

後にすれ違ったトラックは)幌付のものだったかどうかは判らないが、少なくとも冷凍車のようなものではない」と中川氏は証言したことになっている。唐突に「冷凍車」が出てくるし、冷凍車だけを否定しようとする調書になっている。

2か月後の法廷で、検面調書を作成したのと同じ検察官が尋問に立ち、最後にすれ違ったのは冷凍車であるという証言を引き出した。にもかかわらず反論せず、そのまま終わってしまっている。

この理由を合理的に説明するためには、今では次のようなスジしかない。

ズバリ、この検面調書は偽造されたものである、ということだ。冷凍車証言をつぶすため、その証言の後になって、日付をさかのぼらせて作成した調書なのではないのか、ということだ。これは、検面調書末尾の「中川丈次」という署名が、実は調書を書き取った検察事務官の大矢六郎氏の筆跡に酷似していることから裏付けられる。

また、このように考えると、中川氏の法廷証言当時、「冷凍車証言」が出たのに、村山検察官が反論しなかったことが理解できる。何しろ、村山検察官の手許にはそのとき検面調書が存在しなかったのだから。

くり返すと、第一発見者中川証人の「最後にすれ違ったのは冷凍車」という、村山検察官が引き出した証言では遠藤さんを有罪にできないと危機感をいだいた者が、実際には公判証言後に作成された検面調書を悪用し、冷凍車証言を葬り去ろうとした陰謀なのである。

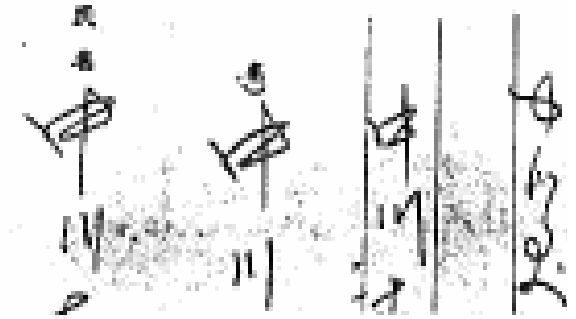
実際、この検面調書は、村山検察官が交替した後に証拠申請された結果、一審裁判所は、冷凍車証言をしりぞけ有罪証拠としたのだ。

検面調書などの書面は、その内容が法廷証言と異なっている場合には証拠採用できることがある。実際の刑事裁判では、有罪立証の切り札としてたびたび利用されている。たとえば、取調べ検察官の前であれこれ述べた暴力団の子分が、後の法廷で被告人である親分を前にしてこ

わくなり、検察官の取調べの時と違うことを証言したときとか、贈収賄事件や選挙違反事件で、検察官の前でいろいろ述べていた証人が、その後、関係者から接触を受け、後の法廷では別のことを証言したときなどに証拠申請され威力を発揮している。いずれにせよ、法廷証言の前に作成されたものであることが条件として必要になる。

## 中川氏への証人尋問

中川証人は、検面調書末尾の「中川丈次」の署名が自分の署名であることを否定はしなかった。しかしその根拠はなにひとつ示せなかった。そればかりか、その証言には不自然さがつきまとう。



中川丈史氏の署名。一番右は検面調書のもので、偽造の可能性がある。

まず、根拠は単に、このような筆跡の字を書くこともある、というだけなのだ。つまり、中川証人はこのような事件に巻き込まれたことを迷惑だと感じているが、そのような場合に、急いでその場から出たいという気持ちから急いで書くとこのような筆跡の字になるという。が、そのとおりなら、警察で取られた調書(員面調書)でも法廷証言の宣誓書でもそれと同じになっていなければならない。しかし、そうはなっていない。

それどころか、今回の証言時にも宣誓書に署名しているが、(今回の証言も迷惑と感じていると言いながら)その筆跡は員面調書や宣誓書とよく似ている。検面調書とはやはり異質である。

また、今回の証言の際、員面調書末尾の署名を示された時には、その調書の冒頭から目をとおして、

慎重に証言しようとした。反面、検面調書の署名については、すかさず「私の字だと思います」と発言している。あらかじめ問題の所在がわかっていたかのようにではないか。

## 大矢氏に対する証人尋問

新潟地裁の元検察事務官 大矢氏も、偽造を認めなかった。中川氏が書いた、と証言した。

しかし、「大矢さんが書いた本文の『津川』の『川』の字と、『中川』の『川』の字がよく似ているのでは...?」と尋ねると、「『津川』の『川』は次の字に続けないが、調書末尾署名『中川』の『川』は次の字に続けていて違う」という。「本文の『車の中』の『中』の字と調書末尾署名『中川』の『中』の字が、筆運びなどよく似ているのでは...?」と尋ねると、「『車の中』の『中』は小回りであるが、調書末尾署名『中川』の『中』は大回りであって違う」という。

ただ、大矢氏は、調書中の文字の太さ、濃さ、筆圧に違いがあることを認めた。この点が、今回の大矢証言で最も重要視されるべきものであろう。



大矢氏の尋問が行われた新潟地裁。

## 中川検面調書は別の機会に作成された?!

中川検面調書は7枚の用紙からなっている。これは1枚・5枚・6枚目のAグループと、2枚・3枚・4枚目のBグループとに分類される。詳しく検討して

みるとAとBのグループは別々の機会に書かれたことがわかる。というのも、大矢氏も認めたとおりAとBのグループは、それぞれ二種類の筆圧、字の太さ、インクの濃さで区別できるからだ。具体的に、Aグループは、薄く細い文字でゆっくり丁寧に書いたように見える。それに対し、Bグループは、濃く大きく力強い文字でしかも素早く書いたように見える。

この区別は、検面調書を見た人なら、いやそのコピーでも見た人なら、例外なくうなずけるだろう。

中川検面調書には2種類ある?!

そして、上の筆圧等についての分析結果は、この調書に使用された用紙の違いによっても裏付けられるのだ。

各用紙を仔細に検討すると、2枚、3枚、4枚目の用紙(Aグループ)には同じ特徴が見られる。これに対し、5枚、6枚目の用紙(Bグループ)は微妙に違っている。すなわち、罫線や帯、「検察庁」という文字などの位置に何ミリかの違いがあるのだ。

2枚、3枚、4枚目の用紙を印刷した原版と、5枚、6枚目の用紙を印刷するもととなった印刷原版とが、明らかに異なっている。これは、2枚、3枚、4枚目の用紙と5枚、6枚目の用紙が明らかに異なった時期に製品化されていたことを意味する。つまり、中川検面調書に用紙として使用された時期が明らかに異なっていることを示しているのである。

## 偽造の手口

1枚目には、問題の日付が記載されている。これと同じ機会に書かれた6枚目には「中川」氏の「指印」がある。これらとは別の機会に書かれた4枚目には、問題の「幌つきのものだったかどうかはわからないが少なくとも冷凍車ではなかった」との記載がある。

この4枚目を残すこととし、この前の2枚、3枚目には供述の時期がわかる文章がなかったので、そのまま残された。

ところが、日付の記載されている1枚目は必ず差



し替えなければならない。5枚、6枚目も供述時期がわかってしまう文章が記載されているため、差し替えなければならない。そして、差し替えなければならない用紙に中川の署名があったために、差し替え後の用紙には大矢事務官が署名した、というわけだ。

中川氏の公判での冷凍車証言だけを否定しようとして、その証言後に同氏の検面調書が作成されたことはまちがいない。問題の「幌つきのものだったかどうかだったかは判らないが少なくとも冷凍車ではなかった」という日本語は、公判証言後に作成された、と考えてのみ自然なものである。

ところが、後に、公判での冷凍車証言に先だつ検面調書を必要とした者がいる。有罪を画策した者である。

強引には作成したけれど、偽造とまではいえない公判証言後の検面調書と、その本来のものをもとに、1枚、5枚、6枚目の調書が差し替えられた形となり、我々の前にある現在の中川検面調書が登場することになる。そして、7枚目も、さかのぼらせた日付当時の担当検察官村山創史氏と大矢事務官のものに差し替えられたのは必然である。

### 筆跡鑑定の必要性たかまる

交代前の塩崎裁判長が「中川氏が自分の署名ではないと答えれば、鑑定の必要はない」と発言したとおりであれば、筆跡鑑定は不要になっていただろう。しかし、中川氏が自分の署名であると言った以上、鑑定は必須となった。

また、検察官 村山創史氏の証人尋問も不可欠だ。取り調べのときの中川氏のどのような発言からあのような調書を作成したのか。冷凍車を運転していないことがはっきりしている遠藤さんがすでに公判中だった時期、何の必要があってあのような内容の調書を作成したのか。また、冷凍車証言の前に調書を作成していたはずなのに、公判で冷凍車証言が出た時、この調書の存在を明らかにして反論しなかった、それはなぜなのか。さらにはこの調書を証拠請求しなかったのはなぜか。こういったことを問いただす

必要がある。

問題の検面調書によって有罪とされ、14年もの長期間、遠藤さんは青春をすり減らすような生活を強いられた。筆舌に尽くしがたい大変な苦痛を味わった。検面調書の内容からみて、関係証人の尋問を行うべき必要性は飛躍的に高まった、といわざるをえない。

### 多弁な裁判長 VS 遠藤さん・代理人側

裁判長：

え～、遠藤さん側の陳述がありました。国側では何か...?

国側代理人：

特にございません。

裁判長：

え～、中川氏の証言につきましては、食い違いのない、認識にズレがない証言と裁判所としては評価しております。と言いますのも、中川氏は書道の心得のある方だそうで、通常人よりも字体に関して認識が深い...。今回宣誓書の署名は楷書ですが、員面調書は崩した草書になっております。このような署名をするときは長居をしたくないとき、なんだそうです。そういう運筆なんだそうです。このような証言からしますと、いずれにしても信用してよいだろうと...。...。そこで裁判所としては、証拠調べの必要性という点を意識した書面を遠藤さん側でご準備いただけることを期待いたしまして、弁論期日を入れたいと思うわけです。...

こうして都合3回の弁論期日が一度に決まった。閉廷しようとする裁判長に、佐藤正明代理人(仙台弁護士会)が意見を求めた。

佐藤代理人：

閉廷の前に裁判長、一言だけ申し上げます。...。裁判所のご見解にわれわれがすべて従ったのだ、というご理解をなされないように、そこんところはよろしく願いしておきます。

裁判長：

え～、どのような趣旨なのか、今ひとつ合点しにくいのですが、…。ご案内のように訴訟進行については、裁判所の権限において判断するものでして…。中身については、双方それぞれが主張していただければよろしい…。では以上ということで…。

月24日(水)、11月28日(水)いずれも午後3時となった。珍しく多弁な裁判長を皆さんにもご覧いただきたく、傍聴にぜひお越しいただきたい。

[寅次郎]

このように裁判所主導のもと終了した。次回以降の期日は、9月12日(水)午前10時半、10

## 新潟での証人尋問

7月19日に行われた中川丈次氏、大矢六郎氏の証人尋問について、遠藤祐一さん自身がご報告いたします。  
[ガヴァガイ]

### 第一発見者、中川丈次の証人尋問(新潟県津川町公民館 AM11時)

7月19日の朝、4時50分に目が覚めた。連日の猛暑を忘れさせるような心地よい雨が降っている。私(原告)に会いたくない旨、裁判所を通じて阿部泰雄先生に連絡があった中川丈次氏が脳裏をかすめた。私に会いたくない理由は何であれ、中川氏に振りかかった忌まわしい過去を洗い流して、清め、証人席に、という期待感が、フロントガラスに静かに落ちては流れる雨に重ね合せたのだろう。早朝は混雑もなく、待ち合わせ場所の阿部泰雄事務所に着いたのが6時丁度。約束の時間は6時半、車中で雨宿りの自分が、まだ雨と中川氏を重ね合せているのに気づき、唖然とする。今まで何度も、警察、検察、裁判所に裏切られているのに……。川原先生、佐藤先生が到着、阿部先生が下りてきた、2台の車に分乗して一路新潟へ。東北自動車道を南下するにつれ、雨脚が弱り、朝食をとった安達太良パーキングを過ぎたあたりから晴れてきた。磐越自動車道にはいりしばらくすると、右側には青空を突き抜けるような会津磐梯山、左側には猪苗代湖を眺望しながら事件現場でもある津川町の公民館を目指した。

津川インターを下りて4、5分のところに尋問場所の津川町公民館があった。事件現場からわずか100メートル未満の距離である。懐かしさと悔しさが同時に混み上げてきた。

東京からお出でになる環先生、吉永先生、芳賀先生、支援の会広報・寅次郎さんを津川駅に出迎えて公民館に戻った。会議用テーブルを法廷形式に並べての尋問である。証人席に座った人物を見て、公民館の職員が……と思った。なぜならテーブルを並べる作業と一緒にしていたからである。20数年前の記憶の薄れと、私だけでなく、中川丈次氏もまた、年齢以上に変わっていたのである。宣誓が終わり尋問が始まった。

「裁判所での2通の宣誓書(昭和52年12月20日第7回公判、昭和53年8月29日第14回公判)の署名は中川さんご自身のものですか」という質問に対し、「そうです」と答える。

「警察での調書(員面調書、昭和50年12月25日)の署名は中川さんご自身のものですか」という質問に対しては、供述調書を黙読し続けていて返事がない。暫らくして裁判長から助け船が出て、「自分の字であることには間違いはないかと思うんですが」と答えている。

問題の「検察での調書(検面調書、昭和52年10月12日)の署名は中川さんご自身のものですか」という質問に対し、「はい、そうです」と即答し、「私の字に似てますし、私が書いたように思います」と述べている。「具体的にどこが似ているのか」という質問に対しては、「こういうふうな書き方をしますものですから、そうじゃないかというふうに思います」と答えるにとどまり、しばらくの間やり取りがあり、「いつまでもこんなところにいたくないとき、非常に時間がかかって先を急ぐ様などときにはこういうような続け字になったことがあると思いま

す」、「昔、書道やってましたもので、そのときに書いた覚えがあります。小さいときから書道やってまいりましたので」とも述べている。

指印に関しても「(自分のもの)じゃないかと思えますね」と述べている。

一連の問答の中で中川丈次氏が「私は目撃者じゃないし、第一発見者でしかない」と何度も繰り返して述べている。これは警察、検察の事情聴取のあり方、特に後者には精神状態が異常を来すほどの扱いを受けた事は容易に推察できるところである。ましてや中川氏自身、この事件の何年前か前に、父親を轢き逃げ事件(迷宮入り)で亡くしているのである。私たちが何度も接触を試みたが、居留守をつかったり、病気がったりで、ことごとく拒否された理由も伺い知る事ができる。しかしながら、私に会いたくない理由は、この事件に関与したくないだけでなく、或いは、当局の圧力による偽証の問題が存在するよう見受けられる。中川証人尋問を終え私たちは、一路新潟地方裁判所へ。

### 新潟地方検察庁事務官、大矢六郎の証人尋問 (新潟地方裁判所PM2:30)

遅い昼食をとり法廷へ。

検察事務官大谷六郎氏は調書の用紙(1枚目の不動文字の入った用紙以外)について、「調書は大体100枚つづりになっておりますが、私は最初の段階でばらしておりますので、そのばらした段階で混じってるかどうかとなれば別問題ですが、ほとんど混じってないと思います。ですから途中で紙の質が時々狂ってくるときもありますけども、ほとんど同じようにしておりますから、100枚超えたあとの95枚目から先へ行きますと、やっぱり違うつづりから

製本した分も入ってる可能性はないとは言えません」と述べている。調書を作成する前の段階に、100枚つづりの用紙を全部半分折りにして準備をし、200枚から300枚は常にためて用意しているとの事。筆記用具については、セーラーミニという万年筆を使用し、途中でペンを変えたり、インクを交換した記憶はないと述べている。

調書6枚中の1、5、6枚目と、2、3、4枚目の筆圧というか、字の濃さについては、「見た感じはです(濃さが違う)」と認めている。「中川丈次」という署名については、中川氏本人のである旨証言して証人尋問を終えた。

二人の証人尋問で、偽証と、調書差し替えの問題、「中川」の署名は、大谷が書いたものでは……?という大きな疑問が依然として残る。この結果を踏まえるならば、「中川丈次」という署名は、大谷六郎検察事務官の字か、或いは、中川氏本人のものか、



の筆跡鑑定が急務であろうと考えるのは私だけであろうか。

[遠藤祐一]

## 私たちが、忘れてはいけないこと

当会のスタッフである tommy が、一人の支援者として、遠藤事件のひき逃げの被害者やそのご遺族に対する気持ちを書きました。

[ガヴァガイ]

昨年、刑事訴訟法その他の関連法規が改正され、被害者が法廷で意見を述べる事ができるなど、犯罪被害者の刑事手続きにおける法的な立場がいくらか改善されました。

この間、さまざまな犯罪被害者やご遺族が、血の

ような涙を流しながら訴えてきたことが、ようやく実現の途についた、というところでしょう。これらの方々の訴えは、皆さんも一度ならずテレビや新聞でごらんになり、あるいはともに涙した方もいらっしゃると思います。

しかしながら犯罪被害者やそのご遺族の中には、まったく声をあげることもなく、血のような涙をひっそりと流しながら暮らす方も数多く存在します。

そのうちのひと家族が、この遠藤事件の引き金となったひき逃げ事件の、被害者のご遺族です。

この方々のことは、以前にも少し書きました。

同じような話の繰り返しの部分も多々ありますが、もういちど、みなさんの心に刻んでおいていただきたいと思い、再びペンを執ります(以下、このご遺族に関する部分は、『ドキュメント交通事件』(矢貫隆著、恒友出版、1988年)を参考にしています)。

いまでこそ、若干改善されたものの、かつて犯罪被害者は完全に置き去りにされたままでした。文字どおり、置き去りでした。

まず、何も知らせてもらえないのです。捜査や裁判にとって必要のないかぎり。

このご遺族の場合、捜査段階では警察からこのように告げられていました。

「西会津の検問で、タイヤに髪の毛の混じった血を付けたトラックを発見したが、運転手は『忙しい』といって走り去った。調べたら、その運転手は遠藤だった。」

ご承知のとおり、これは事実ではありません。遠藤さんは、西会津では検問に協力し、丹念な車輛チェックを受けた後、「異状なし」として通過しています。

しかしご遺族はこのことをまったく知らされませんでした。ジャーナリストの矢貫隆氏が、遠藤さんの刑事裁判の上告中(つまり無罪判決が出る前)に取材のため彼らのもとを訪れ、事実はこれこれだと話されるまで。

これでは、ご遺族が「犯人は遠藤に違いない」と信じ、そして長らくそう信じたままだったのは当然です。誰でもそのように信じるでしょう。

もちろん、法廷では阿部弁護士をはじめとする弁護人の無罪の弁論が大展開されています。なにしろ、阿部弁護士は、公判の始まる前に記録を読んだその段階で既に、遠藤さんの無罪の証拠(アリバイ)を発見していたのです。

ですから、もしご遺族が傍聴していたなら、ご自分たちが警察から知らされていたことが誤りであったこと、遠藤さんは犯人ではありえないことを知ることができました。

でも、ご遺族は、いちども法廷に姿をあらわすことはありませんでした。再三にわたって警察・検察に「傍聴したいから公判期日をおしえてほしい」と頼んでいたにもかかわらず、そのたびに「そのときになったら連絡する」とだけ言われ、結局いちども連絡を受けることはありませんでした。

そのまま年月は過ぎてゆき、ご遺族は高裁での有罪判決のニュースを『たまたま』テレビで見ます。

画面に映った『犯人・遠藤』は、彼らの目には「ふてぶてしい奴」と映っていました。

その後、矢貫氏の訪問・取材を受けます。事故から、実に10年近い年月が経っていました。ここで初めて、遠藤さんが犯人ではありえないことを矢貫氏の口から説明されます。

それでも。

「それでも、遠藤が犯人であってほしい。」

こう、奥様はおっしゃるのでした。

今日、やっと、最低限の捜査情報、公判期日などを被害者およびご遺族に知らせる制度が動き始めました。被害者およびご遺族が優先的に傍聴席を確保できるよう配慮されるようにもなりました。記録を見ることも、従来よりは認められやすくなりました。

「犯罪被害者」「犯罪被害者の遺族」という立場

にたったとき、いちばん求めるものは何でしょうか。

もちろん、被害のなかった状態に戻してほしい  
「健康な身体に戻してほしい」

「亡くなったあの人、私の大切なあの人に戻ってきてほしい」ということが何より切実な希望ですが、それが叶わない以上、多くの被害者の気持ちとして、もっとも切実にしてもっとも自然で、ある意味もっともささやかな要求は、「知りたい。」ということだろうと思います。誰が犯人なのか。そいつはどのような人間なのか鬼畜なのか。何故、自分が被害に遭ったのか。何故自分が、私の大切なあの人、選ばれたのか。何がそのとき起こったのか。私の大切なあの人、どのような最期を遂げたのか。...

それから、「言いたい。」。私がどれだけ苦しいか。大切なあの人を失ってどれだけ辛いのか。犯人をどれだけ憎んでいるか。...

こういった最低限の、あたりまえの要求すら、これまでにはまったく無視されてきたのです。

冒頭で、被害者の法的地位が「改善された」という言い方をしましたが、誤解を恐れずに言えば、今までがひどすぎました。被疑者、被告人および加害者の人権が手厚く守られる(このこと自体は当然のこと、手薄になっていいものでは断じてありませ

んが)一方で、被害者の人権はずたずたに傷つけられました。まずは犯罪の直接的被害によって。それから、刑事手続きで完全に置き去りにされることによって、場合によっては報道により名誉を傷つけられプライバシーを暴かれて。「被害者は2度殺される」という言い方をする人がいますが、これも宜なるかなというものです。

今やっと、最低限守られるべき権利の一部が最低限守られるようになった。大きなマイナスがすしゼロに近づいた、ということころというべきでしょう。

ひっそり涙を流してきた、そしておそらく今も流し続けているであろう、ご遺族のお心に思いをいたすことを忘れないでください。心の中でそっと、無念の死を遂げられた被害者に掌を合わせる気持ちを、忘れないでください。

遠藤さんの立場がわれわれにとっても「明日はわが身」なら、被害者やご遺族の立場もまた、われわれにとって「明日はわが身」なのです。

[ tomimi ]

## 次回弁論のお知らせ

次回弁論は

**2001年9月12日(水)**  
**午前10時30分~12時**  
**東京高裁民事9部・809号法廷**

です。

なお、年内にさらに2回、以下の日時で弁論が行われる予定です。

2001年10月24日(水)午後3時~4時30分

2001年11月28日(水)午後3時~4時30分

場所はいずれも東京高裁民事9部・809号法廷です。



前回の懇親会での阿部弁護士(左)と当会代表今井さん(左)。マジな話をしている様子・・・。

皆さん、傍聴におこし下さい。弁論終了後、ミーティング及び懇親会を行いますので、そちらの方も是非どうぞ。

## 事務局から

痛風発作のあと市の健康診断を受けたら高脂血症・要治療とされた。検査値は331。かなり高い。このままでは心筋梗塞、脳溢血へまっしぐらと気づき、睡眠と散歩の時間をしっかり取るようにした。おかげで、すでにバンク寸前だった仕事方面に明白な支障が出てきた。しかしこれはチャンス！これまでのやり方を抜本的に変え、軽快で健康的な仕事＆生活にチャレンジしてみたいと思います。遠藤国賠のほうも、そろそろ何かイベントをやってみましょうか。

[今井亮一]

今回の「事務局から」は、3人だけです。tommiは本編の原稿で力尽きた様子。カブはまた海外旅行です。前々回はヨルダン、前回はエジプトを歩き回った彼ですが、今回は中米の聞き慣れない某国の旅だとか。

東京高裁の例の少女売春判事に執行猶予付の判決が出ましたね。やはり、身内には甘いんですね。そんな裁判所のどこが「公正」なのでしょう。執行猶予の理由の一つは、罷免がほぼ確実で、それによって社会的制裁を受けるからだそうですが、冗談じゃない。庶民は冤罪で逮捕されて、生活が破壊されて、それが無罪や不起訴であっても、誰も補償してはくれません。庶民には、何の罪もないのに社会的誤制裁を振りまいておいて、自分たちは社会的制裁

の分だけ量刑に斟酌し軽くするなんて、話が良すぎます。被告の判事には、ぜひこんな風に控訴して欲しいものです。「裁判長、判事である私には、もっと厳しい判決を！」

[ガヴァガイ]

皆様からは、毎月毎月、会費・カンパなどをいただいております。本当にありがとうございます。会費の一口1,000円という金額は、より多くの方々に気軽に参加していただけるようにと、できるだけ負担の少ない金額に、との思いから設定しております。

会費等の使い途は今のところ、ニュース作成と郵送の費用の他は、遠藤さんへの交通費補助に使わせていただいております。この8月1日の弁論後のミーティングの際、交通費2回分都合40,000円を当会代表今井よりお渡しし、受け取っていただきました。

今後裁判が胸突き八丁を迎えるに当たり、当会でも保留状態になっていたイベントを実現させようか、との声があがっています。しかし、いかんせん、当会の財政は脆弱です。

そこで、誠に恐縮ですが、さらなる会費・カンパの納入をお願いできないでしょうか。世の中きびしい経済環境のあり、このような要請をお願いしなければならないのはなはだ心苦しいのですが、何卒、ご理解の上、ご協力をいただけると幸いです。

なお、ニュース郵送用封筒の宛名シールに印のある方は、年会費(1口千円。振込月から1年)を、その後ろのカッコ内にある月にいただいております。ご承知おきください。

万一、お納めいただいたにもかかわらず、反映されておられない場合があります。ありましたら遠慮なく事務局までご連絡ください。お調べし訂正させていただきます。

また、会費等をいただいた方にも、事務処理の都合上失礼ながら払込用紙を同封させていただく場合がございます。何卒ご理解の上、ご容赦のほどお願い申し上げます。

以上、お願いばかりで申しわけありませんが、引き続き、皆様のご入会・ご支援をお願い申し上げます。

[寅次郎]

発行.....遠藤国家賠償訴訟を支援する会  
代表：今井亮一（交通ジャーナリスト）  
広報：寅次郎(サラリーマン)  
事務局.....〒164-0002 東京都中野区上高田 5-25-6-201  
Tel / Fax : 03-3319-3012  
E-Mail : ip2m-sgym@asahi-net.or.jp  
会費振込...加入者名：遠藤国家賠償訴訟を支援する会  
郵便振替：00150-9-168587  
東京三菱銀行：仙川支店/普通預金口座 0460837  
年会費：一口1,000円(払込月より1年)